

ASEANのコールドチェーン物流に 関連するジェトロの取組について

2018年 7月3日

日本貿易振興機構(JETRO)
海外地域戦略主幹(東南アジア)
伊藤博敏

内 容

1. ジェトロの取り組み(コールドチェーン物流)
2. ASEAN経済統合と域内物流(参考)

事業紹介①: コンビニ連携事業

- ◆ アジアで店舗を急拡大する日系コンビニの展開をジェトロが支援すると共に、日本の優れた食品・日用品のコンビニ店舗での販売に連携して取り組むもの。
- ◆ コンビニが求める商品をジェトロが募集し、商談会を実施。コンビニが売りたい商品を選定するマーケットインの取り組み。相手国の消費者ニーズを捉えた商品発掘に加え、新たな日系商流の構築を目指すもの。

【期間】第1回:2016年11月～12月(2カ月間) 第2回:2017年11月～2018年1月(3カ月間)

【対象】ベトナムのファミリーマート、ミニストップ、イオンの全店舗(第1回:約200店舗、第2回:約300店舗)

【成果】第1回:67品目の輸出に成功(うちベトナム初輸出48品目)

第2回:76品目の輸出に成功(うちベトナム初輸出71品目)

※第2回では、イオンと連携して福島、宮城、茨城産の梨約20トン进行ベトナムへ輸出。解禁されたベトナム向け梨輸出の第1号となった。結果、震災以降ゼロとなっていた福島の梨輸出が、震災前水準(2010年:10トン)まで回復。



ファミリーマートの専用棚



ミニストップの専用棚



イオンの専用棚 (3列の正面全て)

日系のコールドチェーンを活用した売れ筋品目の創出

- ◆ ベトナムでは、本事業を通じて日本のアイスクリームが日系コンビニの定番商品となった。
- ◆ それまで安価な韓国製品が主流であったところ、味・品質が評価された結果、高い価格帯にも関わらず定番商品として定着。日本のアイスクリーム専用ケースも設置されるようになった。
- ◆ 本件は、日系のコールドチェーン（2016年8月操業CLK、ロジテム）を初めて活用する事業となった。
- ◆ 2年間の事業を通じて、約30品目の日本のアイスクリームが輸出され、現在も継続取引されている。



左：ファミリーマート
に設置された
専用ケース

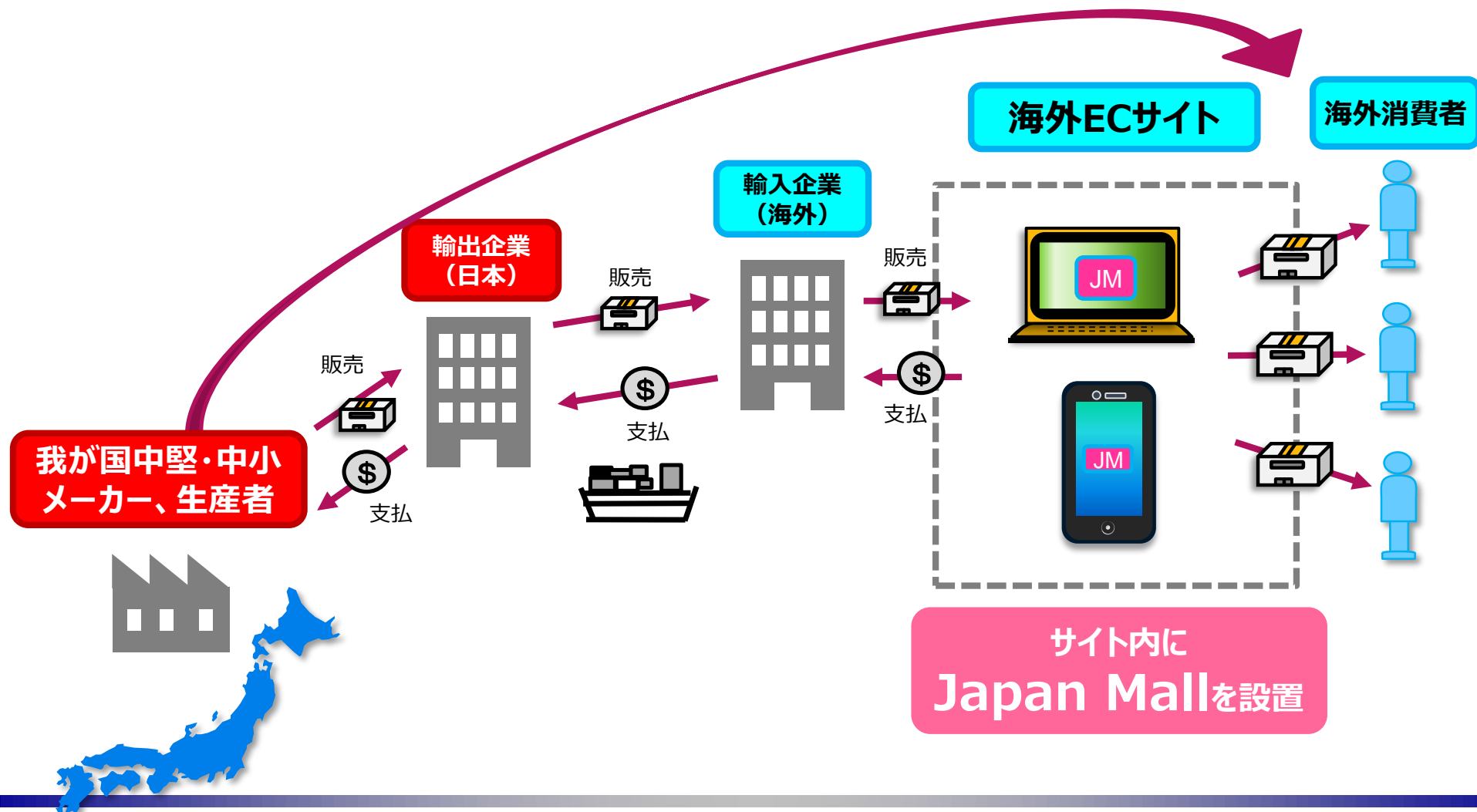
右：ミニストップの
販売コーナー



- ◆ また、2017年度にイオンと連携して実施した日本の梨のベトナムへの初輸出においても、日系のコールドチェーン（郵船ロジスティックス、CLK）を活用して店舗まで配送した。2018年度も継続輸出。

事業紹介②: EC事業「ジャパンモール」

- ✓ JETROは初の試みとして海外の主要ECサイトに「ジャパンモール」を設置
- ✓ ECサイトが買取り条件で日本の産品・商品を買付け直接販売する



事業紹介③: 日本食及び日本食材普及支援

例えば、タイ・バンコクでは、航空商社・JALUX、築地の鮮魚仲卸および青果卸、名古屋の精肉店が組んで、日本産食材の生鮮卸売市場を運営。ジェトロは現地プロモーションを積極支援



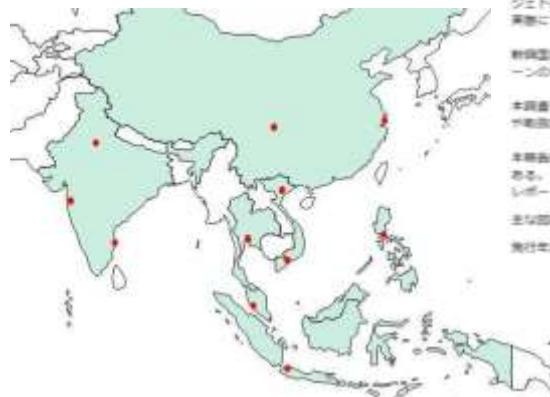
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2014/07001642.html>

【背景・目的】

新興国向け食品・農林水産品輸出の大きな課題の一つが、コールドチェーンの整備状況に関する情報の不足。その実態について調査を行い、日本企業が輸出の可能性を検討する際の参考情報とする。

【調査実施対象国・都市】

- 中国(上海、成都)
- タイ(バンコク)
- ベトナム(ハノイ、ホーチミン)
- フィリピン(マニラ)
- マレーシア(クアラルンプール)
- インドネシア(ジャカルタ)
- インド(ニューデリーほか)



【調査のポイント】

- ・冷蔵・冷凍食品の流通例
- ・コールドチェーン整備に関する政策的・社会的背景
- ・主な空港・港湾の冷凍・冷蔵施設
- ・主な事業者
- ・コールドチェーンの課題、等

調査レポート

2013年度主要国・地域におけるコールドチェーン調査 (中国、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア、インド) (2014年3月)

調査レポートのコンテンツ一覧

最終更新日: 2014年03月21日

ジェトロは2013年度、主要な新興国・地域(中国、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシア、インド)において、コールドチェーンの実態について調査を実施した。

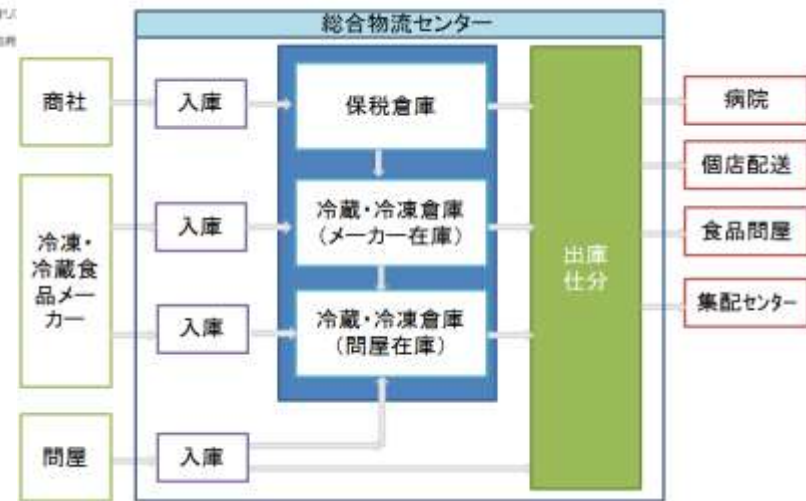
新興国向けの農林水産物・食品輸出の課題のひとつとして、コールドチェーンの整備状況が挙げられるが、それぞれ異なる国・地域におけるコールドチェーンの状況に関する情報が十分であるとの声が多かった。

本調査では、空港・港湾から小売店までの流れ、流通経路や設備、主な事業者のほか、コールドチェーンに対する政府や電力事業者のハードウェアの課題や物流事業者などソフト面の課題などについて明らかにすることを目的としている。

本報告書は、日本の中小企業向けであるが、農林水産物・食品輸出に携わりたい方のみならず、農林水産物・食品産業に関わる設備メーカーとすれば幸いです。

レポートをご覧いただいた後、アンケートにご協力ください。

主な対象: 流通事業者
発行年月: 2014年3月



http://www.logistics.or.jp/jils_news/2015/09/2014-6.html

公益社団法人

日本ロジスティクスシステム協会



地域活動
関西・中部・九州

資格講座
セミナー

講演会・大会
交流会

研究会・見学会

展示会

調査・統計
機関誌・出版物

普及

2014年度経済産業省補助事業の報告書を掲載しました。

事務局 (2015年9月 8日 14:42)

2014年度経済産業省補助事業「平成26年度次世代物流システム構築事業費補助金」により実施した調査及び補助事業の内容を、以下に公表いたします。

(いずれもPDFファイルとなります)

■調査

1. コンテナラウンドユースの推進に向けた調査研究

株式会社三菱総合研究所

[2014 コンテナラウンドユース.pdf](#)

2. アジア新興国進出企業の物流・調達の最適化に伴う障壁等調査

独立行政法人日本貿易振興機構

[2014 ASEAN最適化調査.pdf](#)

3. 消費財流通事業者における物流効率化に向けた課題と今後の対応策に関する調査研究

内 容

1. ジェトロの取り組み(コールドチェーン物流)
- 2. ASEAN経済統合と域内物流(参考)**

ASEAN経済共同体(AEC)による経済統合推進

表: ASEAN経済共同体(AEC)の成果と当面の優先課題

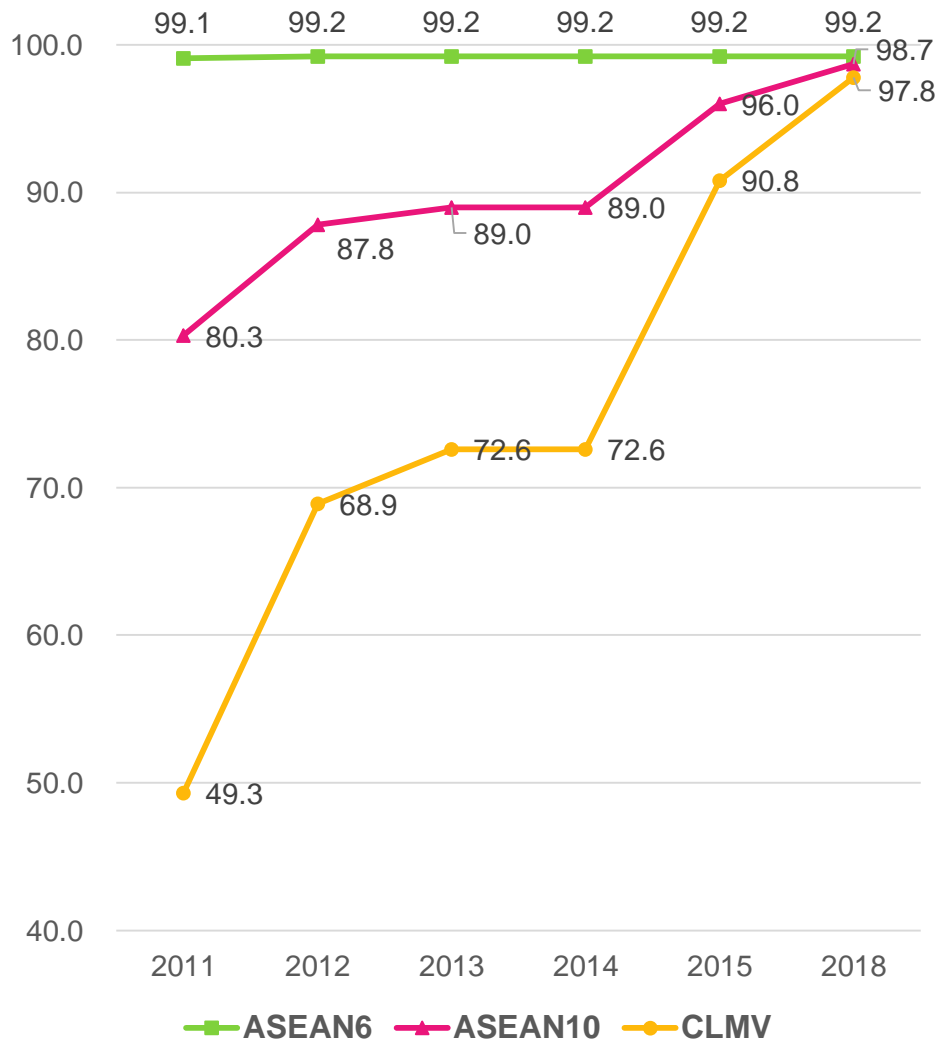
分野	-----2017年末までに達成した項目-----	-----2018年以降の優先課題-----
物品貿易	<ul style="list-style-type: none"> 関税撤廃(先行加盟6カ国で99%超)および2018年までのCLMVの関税撤廃スケジュールの確定 原産地自己証明制度のパイロットプロジェクト実施 トレードレポジトリ(ATRおよびNTR)およびASEAN Tariff Finderの運用開始(貿易関連情報の整備・一元化) 	<ul style="list-style-type: none"> 原産地証明書の電子化(e-Form D) 原産地の自己証明制度導入(ASEAN10カ国による統一制度) 原産地証明書フォームの簡素化(価格記載要件の完全撤廃含む) 関税に関する最恵国待遇(MFN)の自動的付与(Automatic MFN) 原産地規則の改定(利用者の選択余地拡大、完全累積制度導入)
税関手続き等 (円滑化)	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN Single Window(ASW)の試験運用(原産地証明書の電子交換及び評価) 関税分類の事前教示制度の全加盟国での導入 ASEAN税関協定発効 	<ul style="list-style-type: none"> ASW構築に向けた各国のNSWの構築、電子化と省庁間の連携 関税評価、原産地に関する事前教示制度の全加盟国での導入 ASEAN通貨貨物円滑化枠組み協定(AFAFSIT)の全面発効 AEO制度の全加盟国での導入(CLMVでは未導入)
基準・認証手続き	<ul style="list-style-type: none"> 電気電子分野での規格調和(指定品目のIEC準拠)及び認証試験結果の相互承認(MRA) 化粧品の製造・輸入・販売に関する統一規則導入 医療機器に関する統一指令への署名 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車部品、建設・建築資材、加工食品に関する相互承認(MRA)発効-試験結果の相互受け入れ 署名・発効したASEAN協定(電気電子、医療機器等)の国内法適合 業種別の基準調和の議論に対する民間企業の関与拡大
サービス貿易	<ul style="list-style-type: none"> ASEANサービス枠組み協定(AFAS)の第9パッケージ発効(フィリピン除く)および約束票の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 第9パッケージまでの約束内容の国内規制への反映 第10パッケージの署名・発効および評価・モニタリング機能の強化 ASEANサービス協定(ATISA)の署名
ヒトの移動	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN自然人移動協定の署名および発効 専門資格8分野での相互承認協定(MRA)発効・登録 	<ul style="list-style-type: none"> 自然人移動協定に基づく出張者や域内転勤者、サービス提供者の入国にかかるビザ・労働許可等の簡素化措置導入 専門家資格のMRAに基づくASEAN資格者に対する各種便宜

注: AECブループリント2025より「結合し、高度に結束した経済(単一市場・生産基地)」に含まれる統合分野・措置の主要部分を記載

出所: ASAEN事務局公表資料、ジェトロ資料などを基に作成

物品貿易分野における域内関税撤廃の状況

AFTA(ATIGA)による域内関税0%品目の割合



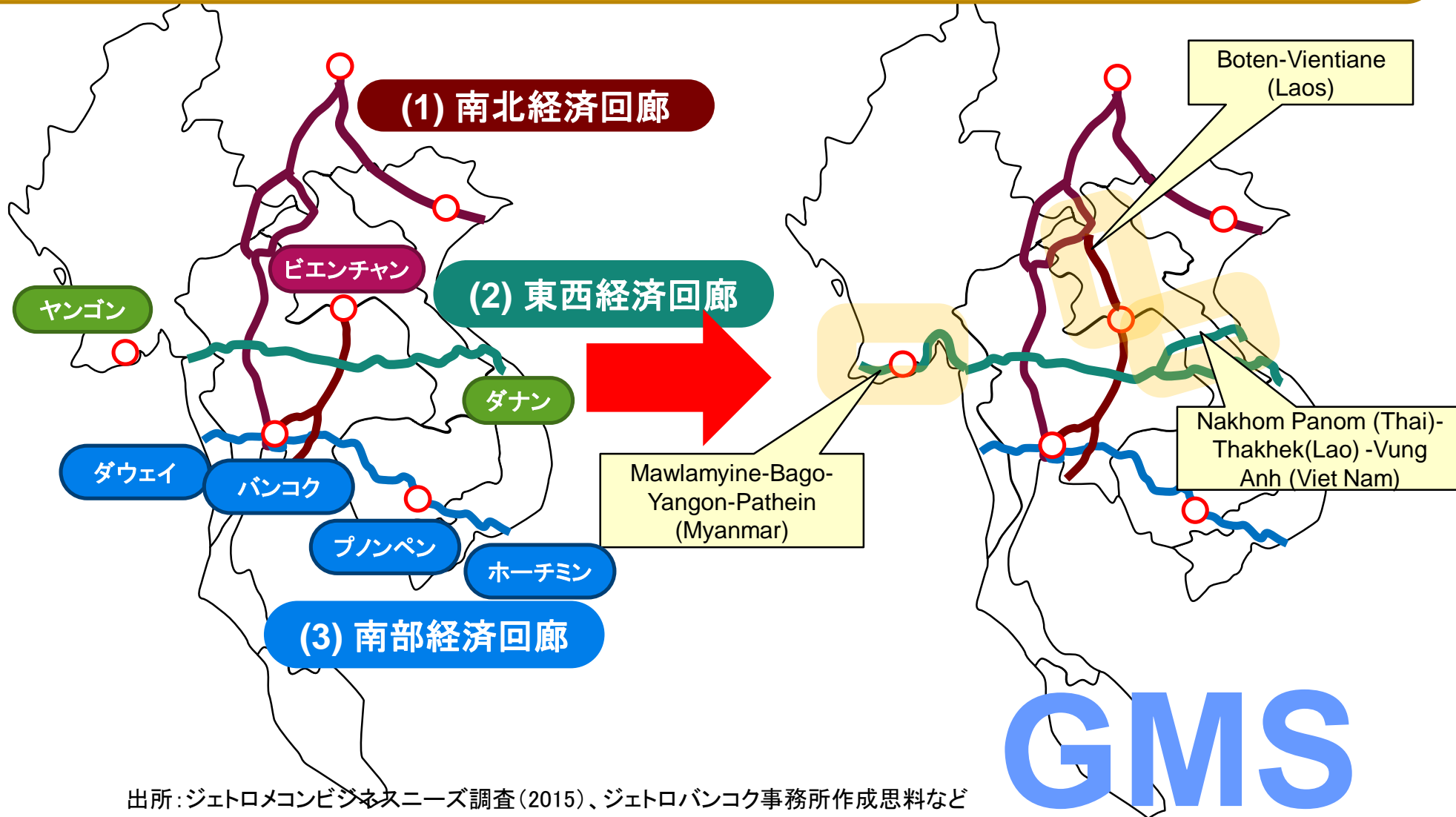
ASEAN後発加盟国(CLMV)の2018年1月関税撤廃品目数

関税分類		カンボジア	ラオス	ミャンマー	ベトナム	
部	章					5%超
第1部	01-04	18	24	17	-	-
第2部	06-14	30	57	23	9	-
第3部	15	6	2	4	-	-
第4部	16-24	76	107	78	66	-
第5部	25-27	16	57	31	11	2
第6部	28-38	71	44	66	26	-
第7部	39-40	45	104	47	38	-
第8部	41-43	17	53	5	4	-
第9部	44-46	2	12	-	-	-
第10部	47-49	34	52	49	16	-
第11部	50-63	-	25	-	64	-
第12部	64-67	6	6	2	-	-
第13部	68-70	30	2	36	36	-
第14部	71	1	-	2	-	-
第15部	72-83	99	50	127	121	-
第16部	84-85	153	5	126	140	-
第17部	86-89	16	16	15	133	77
第18部	90-92	6	-	7	-	-
第19部	93	-	-	-	-	-
第20部	94-96	36	56	21	11	-
第21部	97	-	-	-	-	-
関税撤廃品目		662	672	656	675	79
総品目数(9558品目)に占める割合		6.9%	7.0%	6.9%	7.1%	-

出所: ASEAN事務局公表資料などを基にジェトロバンコク作成

経済回廊と越境交通協定 (CBTA) 経済回廊

CBTAにより、①共通検査場の設置、②交通権の交換、③トランジット手続きの明確化、等を実現



出所: ジェトロメコンビジネスニーズ調査(2015)、ジェトロバンコク事務所作成思料など

GMS: 越境交通協定アーリーハーベスト措置導入



越境交通協定 (CBTA) の特徴

- ① 共通検査場の設置 (輸入通関時に、輸出入検査を実施)
- ② 交通権の交換 (登録車両に限り、CBTAで認めたルートを走行)
※現状、①は一カ所、②は二国間、三国間で断片的に実施。

アーリーハーベスト (EH) 措置

- ✓ 各国に500台の車両ライセンスを発給。
- ✓ 加盟国内に30日以内であれば複数回滞在可能に。

➡ 18年6月より運用開始(ミャンマーは20年6月まで猶予)

ASEAN: 原産地証明書の電子化措置開始

対象国

インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム(5カ国)

効果

ASEAN域内は物流時間が短いため、原産地証明書発給に先行して貨物が到着するケース。通常関税率を支払って事後に還付請求を行うが、キャッシュフローに影響が出る場合も。
⇒今回の措置導入により、かかるトラブルを避ける効果が期待。

今後

ASEANでは別途、CPTPPのような「自己証明」制度の導入を検討。導入されれば、原産地証明書自体の取得が不要になるも、インドネシアやベトナムが懸念。



通関制度・手続きに関する最近の取り組み



ミャンマー

- ✓ 電子通関システム(MACCS)導入に伴う輸出入申告、審査、関税納付、認可を含む一連の通関手続き電子化(2016年11月～)
- ✓ 税関当局が課税価格を決定する賦課課税方式から、申告価格に基づく申告納税方式への切り替え(2016年11月～)
- ✓ 輸入ライセンス制度をネガティブリスト方式に切り替え(2015年8月～)

ベトナム

- ✓ 新関税法(Law No.54/2014/QH13)施行(2015年1月～)
- ✓ 関税手続き・関税の検査・監督・監査及び輸出入税・輸出入品に対する税の管理に関するガイダンス(2015年3月25日付通達 Circular No. 38/2015/TT-BTC)
- ✓ 輸出入関税の価格決定に関するガイドライン施行(2015年3月25日付通達 Circular No. 39/2015/TT-BTC)

タイ

- ✓ 関税分類・評価・原産地規則に関する事前教示制度の改正・運用強化(2015年3月～)
- ✓ 輸出入用リターナブル容器に対する免税規定の明確化
- ✓ フリーゾーンからの国内販売に対する免税規定の明確化
- ✓ 新関税法を2017年11月13日より施行—罰金規則、報奨金制度の見直しなどを含む

フィリピン

- ✓ 1957年関税法を全面的に見直し、新たな「税関近代化・関税法」(CMTA: Customs Modernization and Tariff Act)を施行。(2016年6月1日施行)
- ✓ CMTAが規定する各ルール(ex. 事前教示制度、AEO制度、事後調査制度、保税倉庫システム等)は、各ルール別の通達を待って発効(2016年末までに全14のルールに関する通達が発効)。

カンボジア

- ✓ 電子通関(ASYCUDA)システムの全国展開(国境税関含む60カ所以上)
- ✓ 原産地証明書発給申請の電子化(2016年以降)

インドネシア

- ✓ 保税物流センター(PLB)制度の導入および運用開始(16年税関局長令1~3)→非居住者在庫などを含む新たな在庫・保管オペレーションが可能に。
- ✓ AEO制度の導入および運用開始(PER4/2015)
- ✓ 通関申告方式の変更(申告内容の事前入力とBilling番号の事前確定、2016年8月)、手続き時間の短縮

ラオス

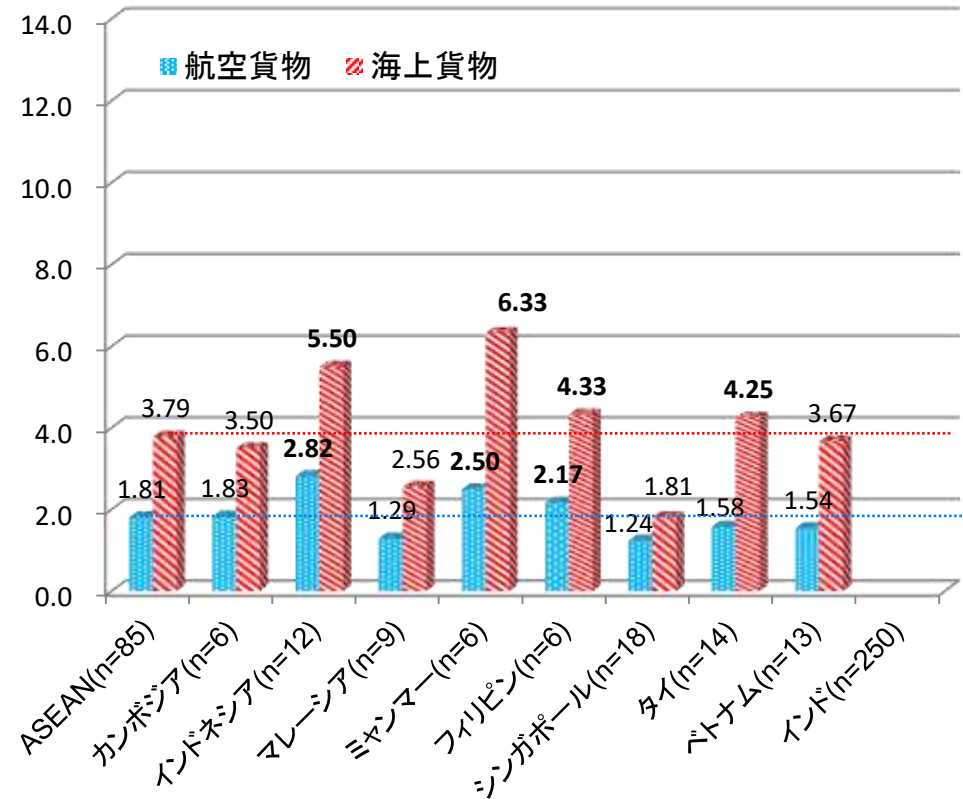
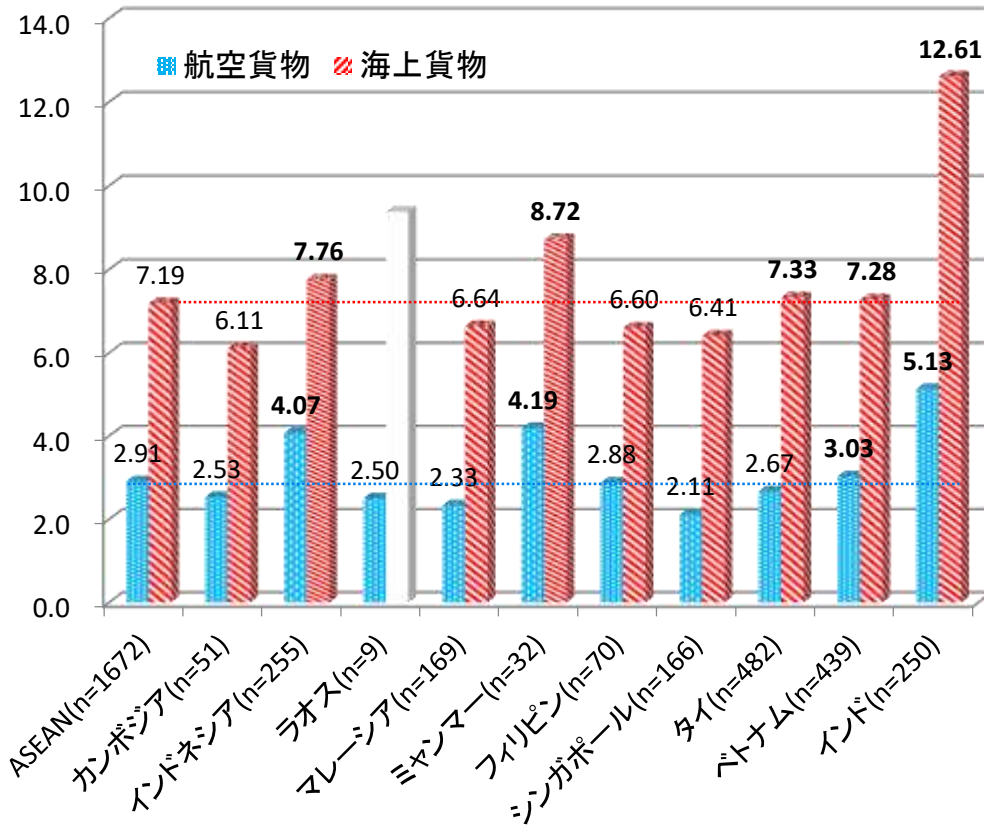
- ✓ 原産地証明書申請の電子化(2016年2月26日付商工相合意No.0369/IC.DIE)
- ✓ 最低価格制度の撤廃(自動車など一部製品)、申告納税方式への全面切り替え(2016年1月～)
- ✓ 税率や規則など貿易関連情報を一元的に提供するポータルサイトの整備(Lao Trade Portal)

参考指標：所要日数(到着から搬出まで) 国・地域別

問：港・空港への貨物到着から貨物引取り(税関からの搬出)にかかる平均日数(回答企業の一般取扱品目の輸入取引の場合)



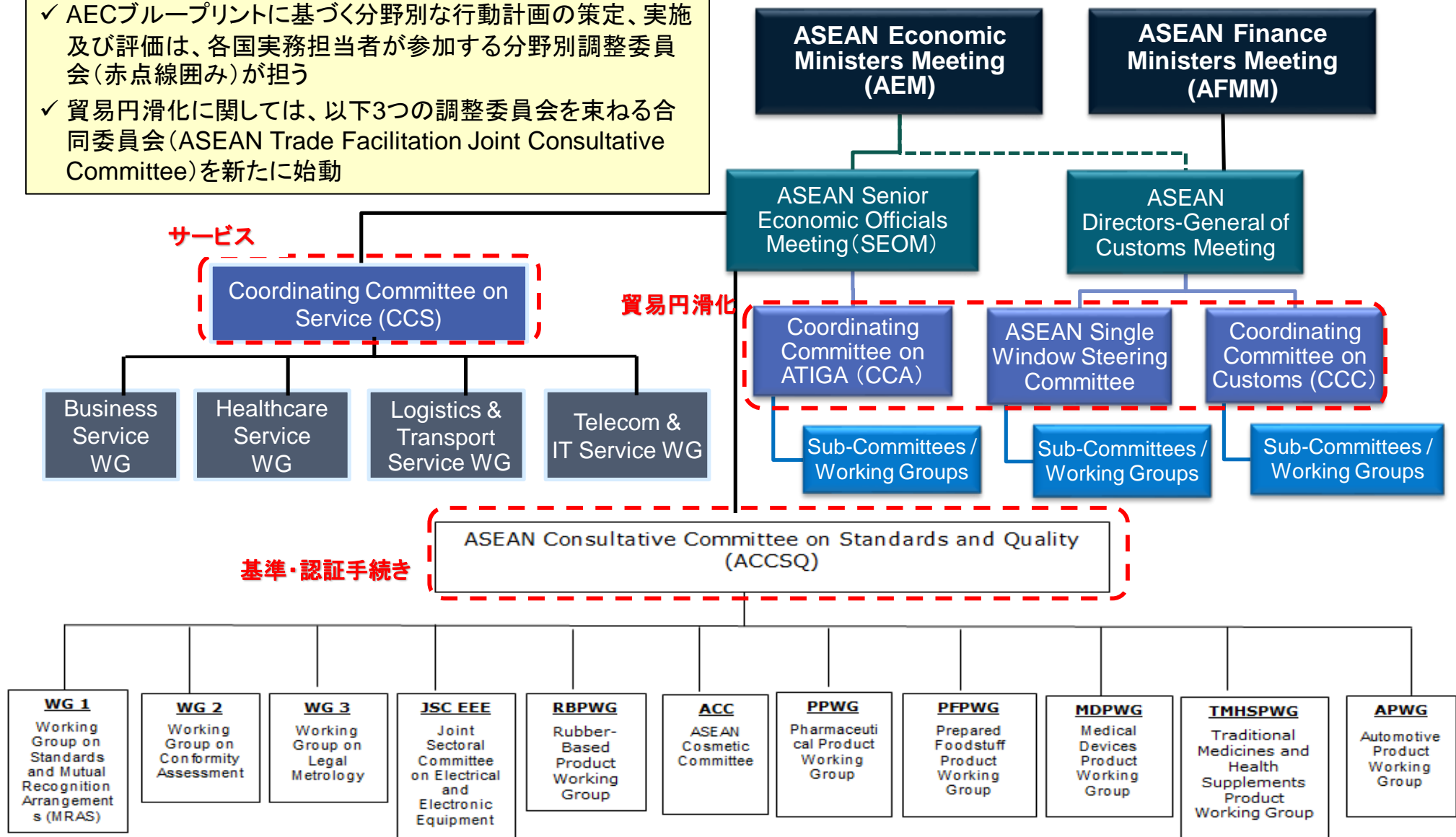
左図(全業種)のうち、運輸業のみを抽出して集計



- ◆ 海上貨物の到着から引き取りにかかる所要日数は、各国・地域とも、航空貨物の所要日数よりも2~3倍前後の水準で長い
- ◆ 国別では、カンボジア、マレーシア、シンガポールの所要日数が相対的に短く、インドネシア、ミャンマー、インドが長い。
- ◆ 国別の所要日数の差異の背景要因が、各国特有の行政手続きや港湾インフラ等にあるのか、各国に進出する企業の業種・属性の偏り(ex.ミャンマーは事業立ち上げ直後の企業が多い等の要因)によるものなのかは明らかではない

AECの主要統合措置の実施体制(セクトラル委員会)

- ✓ AECブループリントに基づく分野別な行動計画の策定、実施及び評価は、各国実務担当者が参加する分野別調整委員会(赤点線囲み)が担う
- ✓ 貿易円滑化に関しては、以下3つの調整委員会を束ねる合同委員会(ASEAN Trade Facilitation Joint Consultative Committee)を新たに始動



- A) 全加盟国によるナショナルシングルウィンドウ(NSW)の全面導入およびASEANシングルウィンドウ・プロジェクトの対象範囲拡大(対象書類の増加、各国内関係機関の参加拡大)
- B) ASEANトレードレポジトリ(域内貿易関連情報のウェブ版データベース)およびナショナルトレードレポジトリの効果的運用のための協力、民間企業のための透明性、確実性の向上
- C) 通関手続きをはじめとする輸出入関連手続き、規制、書類の簡素化・合理化
- D) 認定事業者制度(AEO)、原産地証明書の自己証明制度などの貿易円滑化に関するASEAN関連イニシアチブの運用強化
- E) 効果的かつ効率的な貿易円滑化措置の導入に向けた各種プロセス改善、制度改正、インフラ開発などに関する**官民協力強化**
- F) 非関税障壁の撤廃に向けた取り組み強化(具体的に以下)
 - ◆ クォータやその他の数量規制など、保護貿易的な非関税措置(NTMs)に関する厳格な判定基準の導入および撤廃期限を検討
 - ◆ 国内規制・慣行の運用に際しての「良き規制慣行(Good Regulatory Practice: GRP)」の導入と、それに伴うNTM削減にかかるコンプライアンスコストの削減
 - ◆ **民間部門との調整・協力の強化、民間企業の立場から不要な非関税措置の明示、優先分野の特定、および規制・手続き上の負担の軽減**
 - ◆ 分野・業種別での取り組みやバリューチェーンアプローチなど、NTM削減に取り組む新たな手法の検討

ブループリント2015の措置をほぼ踏襲(進展なし)

官民合同による貿易円滑化共同協議会

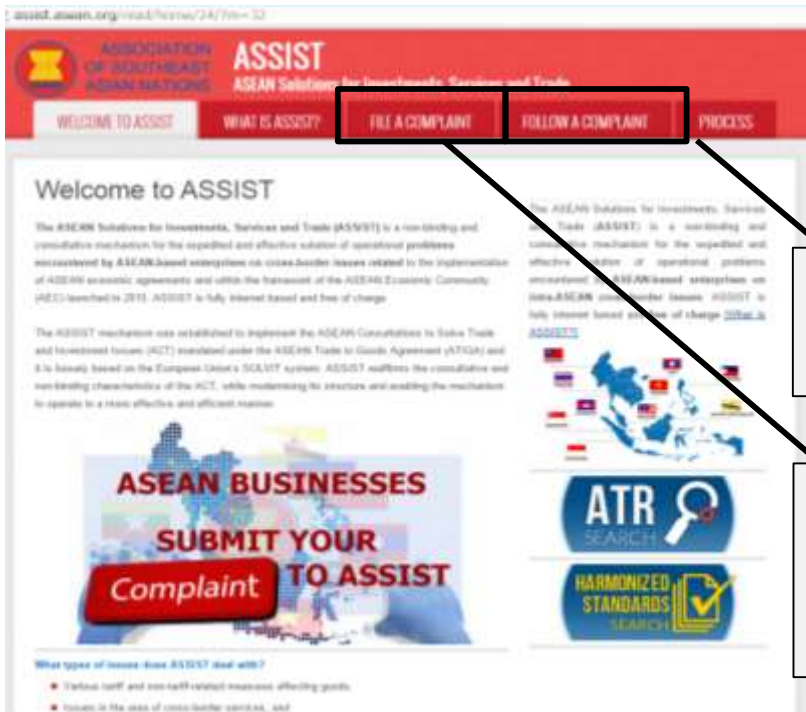
- 2015年11月21日のASEANサミットで、民間企業が求める各種非関税措置(NTMs)の削減に取り組む機関として、官民合同による貿易円滑化共同協議会(ATF-JCC: ASEAN Trade Facilitation Joint Consultative Committee)の再始動を報告
- 民間企業からの同委員への参画を通じ、企業が抱える課題・問題が適切に聴取され、委員会での議論に反映される仕組みづくりを約束。

新たな取り組み：民間参加型の課題解決システム

オンラインの課題解決システム (ASSIST)

- ◆ ASEAN域内に事業展開する企業がビジネス環境上の問題、各種制度の運用上の問題などに関して、ASEANの共通のインターネット窓口で直接申告を行い、回答を求める新たな枠組みを構築。
- ◆ 2015年末より始動した新たなシステムは、「ASEAN Solutions for Investments, Services and Trade (ASSIST)」という名称で運用が開始されている。ASEANはASSISTを通じて寄せられた各種のクレームを受け、処理し、回答する仕組みを目指す。

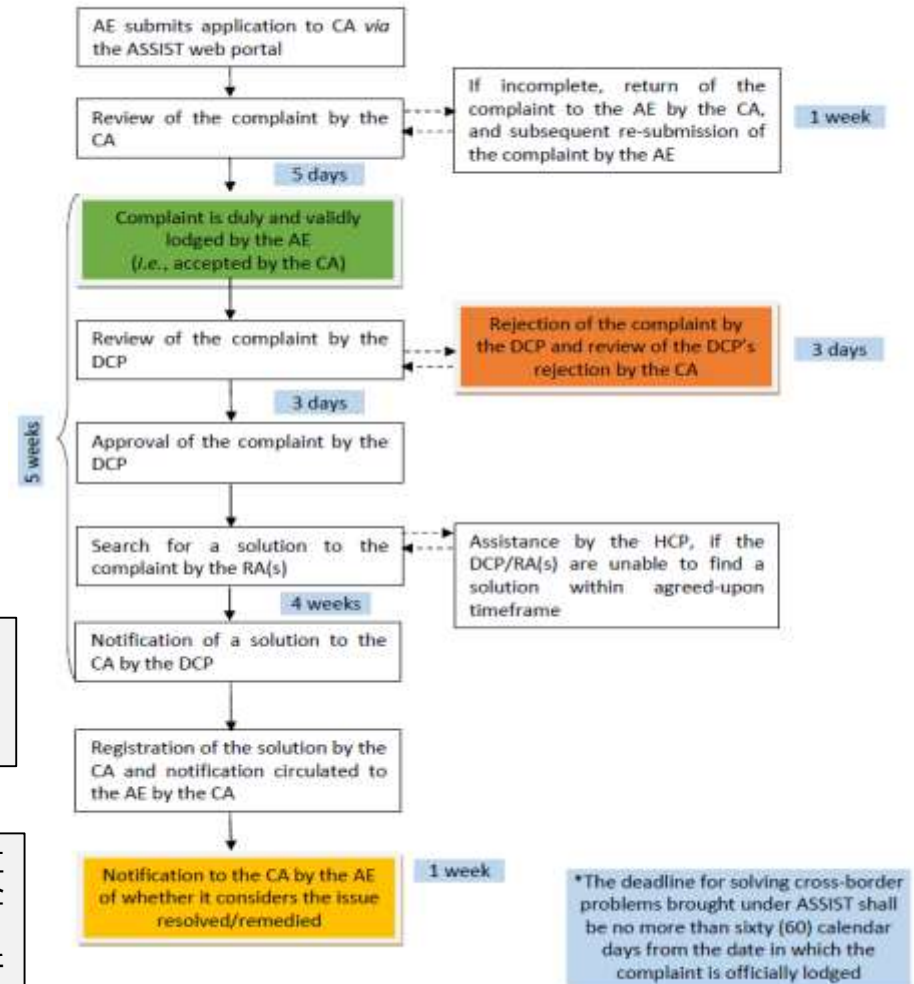
→ 企業の認知・活用と、ASEAN側の対応に関する適切なフォローがカギ



登録した苦情については、ウェブ上から対応状況をフォローすることが可能

ウェブサイト上から直接、ユーザー（民間企業）苦情案件を登録
ASEAN側は、登録した案件についてウェブ上で回答

民間企業によるASSIST利用のフローチャート



AE: ASEAN Enterprise, CA: Central Administrator,
DCP: Destination Contact Point, HCP: Home Contact Point
RA: Responsible Authority

